

一宮市教育施設等定期点検業務委託
一般競争入札公告

一宮市告示第203号

一宮市教育施設等定期点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び一宮市契約規則（昭和50年一宮市規則第16号）第35条の規定により公告する。

令和6年4月17日

一宮市長 中野 正康

1. 委託内容

(1) 委託案件の名称及び数量

一宮市教育施設等定期点検業務委託 一式

(2) 委託案件の仕様等

入札説明書で示す仕様等とする。

(3) 業務期間

契約の日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 入札方法

ア 入札書には一切の経費を含めた委託期間全体の総額を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 落札決定後、上記に対する内訳書を提出すること。

2. 入札に参加する者に必要な資格及び条件

次に掲げる要件をすべて満たしている者。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当していないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 令和6・7年度一宮市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に搭載されている者であること。

(4) 公告日から開札日において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成13年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 公告日において、名簿に記載されている契約を締結する営業所等の所在地が愛知県内

であること。

- (6) 平成 28 年度以降、官公庁等発注の定期点検（調査）業務の実績があること。
- (7) 公告日から落札決定までの間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

3. 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法

令和 6 年 4 月 17 日（水）から令和 6 年 4 月 24 日（水）午後 5 時まで一宮市公式ウェブサイトアクセスし、ダウンロードして入手すること。

アドレス：

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kyouiku/kyouikusoumu/1044248/1044249/index.html>

ページ ID：1044249

(2) 入札・開札の日時及び場所

令和 6 年 4 月 30 日（火） 午前 10 時 00 分

一宮市役所本庁舎 5 階 501 会議室

(3) 契約条項を示す場所及び問合せ先

一宮市教育部総務課 施設管理グループ

一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号（郵便番号 491-8501）

電話（0586）85-7071

電子メール：k-somu@city.ichinomiya.lg.jp

4. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

一宮市契約規則第 37 条の規定に該当する入札及び確認申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加申出書を令和 6 年 4 月 18 日（木）午前 9 時から令和 6 年 4 月 24 日（水）午後 5 時までの期間に郵送（必着）又は持参により提出すること。

期限までに競争入札参加申出書を提出していない者は、入札に参加することはできない。

(6) 落札者の決定方法

一宮市契約規則第 43 条第 1 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者（以下「落札候補者」という。）の入札参加資格を審査し当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者として決定する。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が複数いた場合は、くじにより落札候補者を決定する。

(7) 暴力団の排除について

ア 契約の締結

落札者が契約締結までの間において、「暴力団排除合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。

イ 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、「暴力団排除合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

ウ 妨害又は不当要求に対する届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(8) その他

詳細は入札説明書による。